

多摩市告示第 335 号

多摩市街づくり条例（平成18年多摩市条例第30号）第51条第1項の規定により開発事業承認申請書が提出されたので、同条第2項の規定に基づき次のように告示し、これを縦覧に供する。

令和5年6月14日

多摩市長 阿部裕行

- 1 事業名称 (仮称) ルーブル聖蹟桜ヶ丘新築工事
- 2 開発事業地番 多摩市一ノ宮2丁目22番14
- 3 縦覧場所 多摩市関戸六丁目12番地1  
多摩市役所  
都市整備部 都市計画課
- 4 縦覧期間 令和5年6月14日から令和5年6月27日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで